

令和5年(2023年) 法改正等のお知らせ

1.労働基準法改正 | 月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

令和5年(2023年)4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、大企業・中小企業を問わず一律「50%」となります。



深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

